

「改正給特法」県条例 規則 が8月1日より施行されます

義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例が一部改正され、第7条の規定に基づき「教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」が、6月県議会で承認されました。これにより、岩手県でも「教職員の働き方改革」が本格的に動き始めます。この規則のポイントは、超勤時間の上限が定められていることで、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を

- 1 1カ月について45時間
- 2 1年について360時間

の範囲内とすると定めています。

これによって、私たち教職員の超勤時間の上限が、民間事業者と同じ基準になりました。一時的または突発的な業務が発生した場合には特例的な超勤時間が設けられていますが、基本的にはこの45時間、360時間が超勤時間の上限になります。

私たちの勤務時間の管理は、任命権者である県教委と管理職の仕事ですが、現場の業務内容の見直しや、私たち自身の意識改革も必要になります。

高教組は今後も教職員のワーク・ライフ・バランスを考えながら、県教委と業務の見直し等について折衝をしていきます。

これまでの流れを確認しましょう！

1971年（昭和46年）に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）が成立しました。これは、公立諸学校の教職員に、残業手当を支給しないかわりに教職調整額として基本給の4%を支給する等のことが定められています。

この国の法を受けて、岩手県も1971年に県条例・規則を定めました。県条例は、法律の岩手県版と言えるもので法のおおもとを定め、規則は、条例を受けて実際の運用に関して細部を規定するものです。県条例・規則は、県立学校の教職員に適用されますが、この県条例・規則を受けて、県内の各市町村も県条例に沿った内容で、市町村の条例・規則を定めます。

2019年12月4日に、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（いわゆる「改正給特法」）が成立しました。

岩手県はこれを受けて、県条例の改正、規則の制定をし、6月県議会の承認を受けました。2020年8月1日より施行となります。この条例・規則には、上記のように超過勤務時間の上限などが定められています。この県条例を受けて、各市町村も条例の策定を行っています。